



目標（大項目）2

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

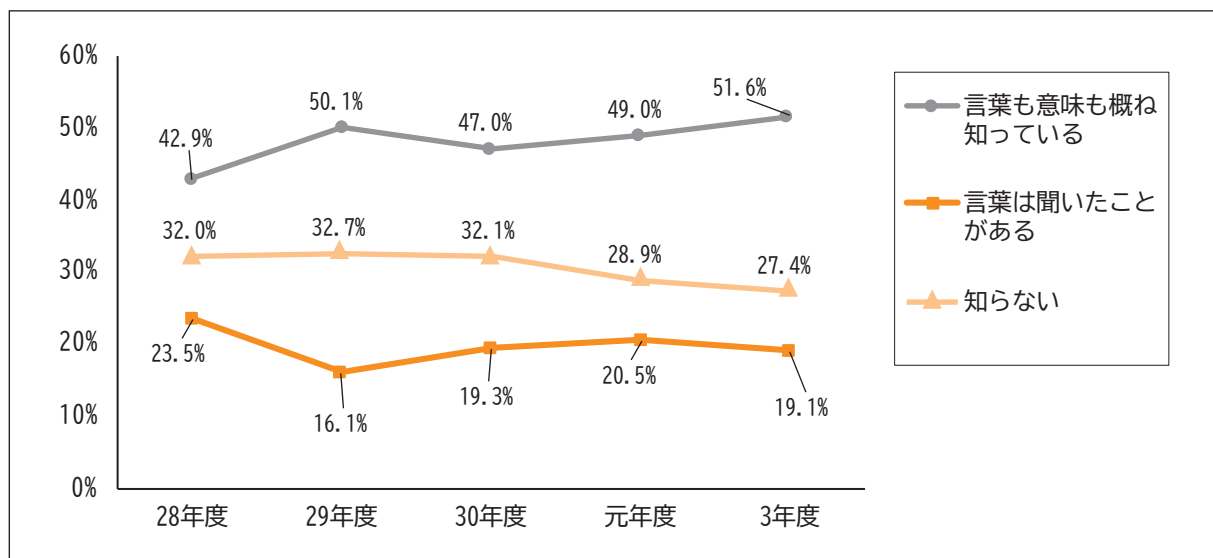
就業は、生活の経済的な基盤であり、自立した生活を行うためには欠かすことのできないものです。さらに、就業は自身の自己実現にもつながるため、働くことについて考えることは、人生の在り方そのものに大きな影響を与える重要なことです。同時に、個人の健康が保持されつつ、家事・子育て・介護や、自己啓発、地域活動への参加、家族・友人等との充実した時間を過ごすことなど、仕事以外の生活が適切な負担の下で成り立つことは、仕事を含めた全ての生活の礎になるものです。

そのため、個人が充実した人生を歩むには、働きながらも生活がおろそかにならないよう、それぞれの状況に合わせて仕事と生活を調和（ワーク・ライフ・バランス）させる必要があります。

区民意識調査においても、「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度は上昇しており、その考え方が一定程度浸透していることが分かります。個人の事情に応じて多様な働き方を選択することができ、一人一人がより良い将来の展望を持てるようにする「働き方改革」の考え方もワーク・ライフ・バランスと密接に関わっています。新型コロナウイルス感染症の拡大が契機となり、オンラインを活用した仕事の進め方やテレワークの導入が進むなど、働き方の見直しは、ワーク・ライフ・バランスの推進の新たな突破口になる可能性を秘めています。

区民のワーク・ライフ・バランスが実現されることは、地域活動の活性化などを通じて地域の活力を高めることにつながり、豊かで活力ある地域社会の形成にとって重要な要素であると言えます。区は、全ての人がワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、意識啓発や支援などを行います。

【ワーク・ライフ・バランスの認知度】



目黒区男女平等・共同参画に関する区民意識調査
(新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度は中止。)



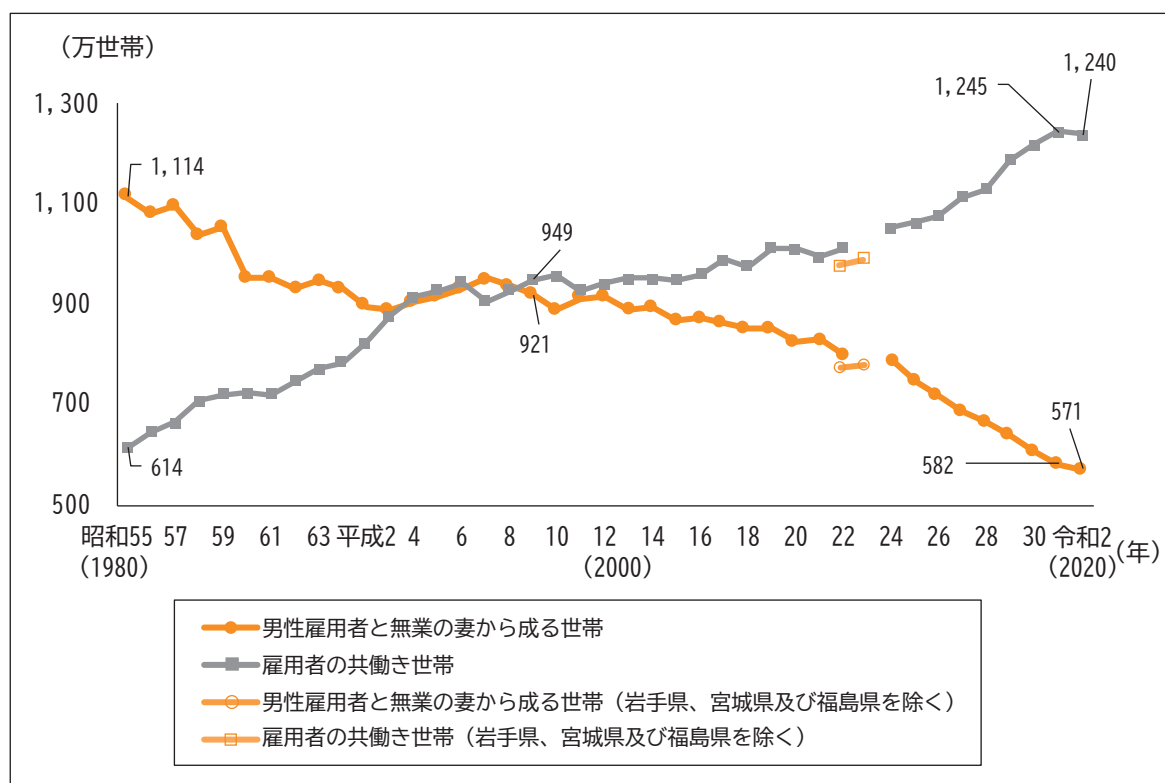
課題（中項目）2－1

仕事と生活の両立支援

政府が発行する令和3（2021）年版男女共同参画白書によれば、共働き世帯は全国でほぼ一貫して増加を続けており、男性のみが働く世帯は減少し続けています。結婚・出産期に当たる年代の女性の労働力率が低下する、いわゆるM字カーブ問題についても、事業者等の取組や保育の受け皿の整備、両立支援等、官民の取組により解消に向かっていきます。

男女が固定的な性別役割分担意識にとらわれず、個性や能力を様々な分野で発揮し、仕事と生活を調和させた豊かな生活を営むためには、男性が家庭で自立し、パートナー同士が共に家事・育児・介護を分かち合う環境づくりと、多様な働き方を可能にする職場体制の整備が不可欠です。仕事と生活の両立支援という課題の解決に当たり、ここでは主に事業者におけるワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組を促進するため、効果的な取組についての情報収集や事業者向けの啓発事業、具体的な取組に対する支援を行うとともに、個人に対する働き方の見直しについての啓発や支援に取り組めます。

【共働き等世帯数の推移（全国）】

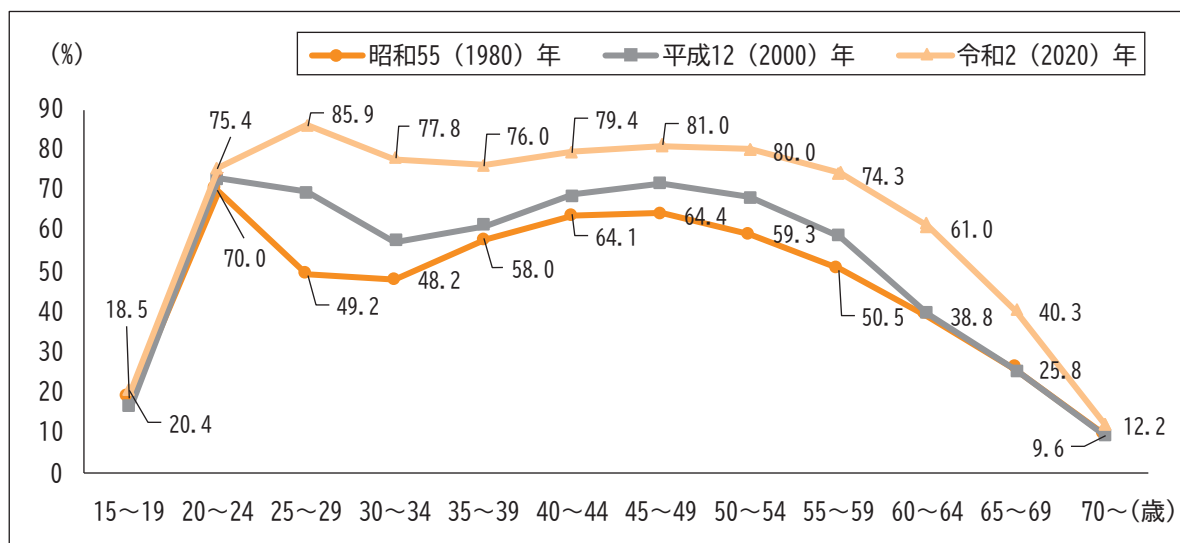


- （備考）1. 昭和55年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」（各年2月。ただし、昭和55年から57年は各年3月）、平成14年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査（詳細集計）」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
2. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、平成29年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯。平成30年以降は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び失業者）の世帯。
3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦共に非農林業雇用者（非正規の職員・従業員を含む）の世帯。
4. 平成22年及び23年の値（白抜き表示）は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

出典：令和3年版男女共同参画白書（内閣府）



【女性の年齢階級別労働力率の推移】



(備考) 1. 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。

2. 労働力率は、「労働力人口(就業者+完全失業者)」/「15歳以上人口」×100。

出典：令和3年版男女共同参画白書(内閣府)

課題別の指標(再掲)

指 標	現状値	目標値
自身のワーク・ライフ・バランスがとれていると思う人の割合	—	50%以上

施策の方向(小項目) ①事業者におけるワーク・ライフ・バランスの取組の促進

事業番号	事業名	事業概要	担当	区分
34	事業者における取組の情報収集	事業者のワーク・ライフ・バランスの取組に関する情報を収集します。	人権政策課	継続
35	事業者向け啓発事業の実施	事業者に対し、各種媒体を通じてワーク・ライフ・バランスについての啓発を行います。	人権政策課	継続
36	事業者支援事業の実施	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて事業者が実施する内部研修等の取組を支援し、促進します。	人権政策課	継続

施策の方向(小項目) ②多様で柔軟な働き方の実現に向けた支援

事業番号	事業名	事業概要	担当	区分
37	仕事と生活を両立させる働き方についての意識啓発と支援	仕事と生活を両立させるため、従来の働き方を改革する意識の啓発や情報提供を行うなど、より良い働き方をするための支援を行います。	人権政策課 産業経済・消費生活課	継続
38	区職員のワーク・ライフ・バランス推進に向けた取組	区職員のワーク・ライフ・バランス推進に向けて、多様で柔軟な働き方の検討や従来の働き方の見直しに取り組みます。	人事課	新規



39	区職員が子育てや介護を担いながら働くための支援	子育てや介護を担いながら働く職員を支援するため、職場全体でサポートする意識の醸成や休暇制度の利用促進に取り組みます。	全課 (人事課)	継続
----	-------------------------	--	-------------	----

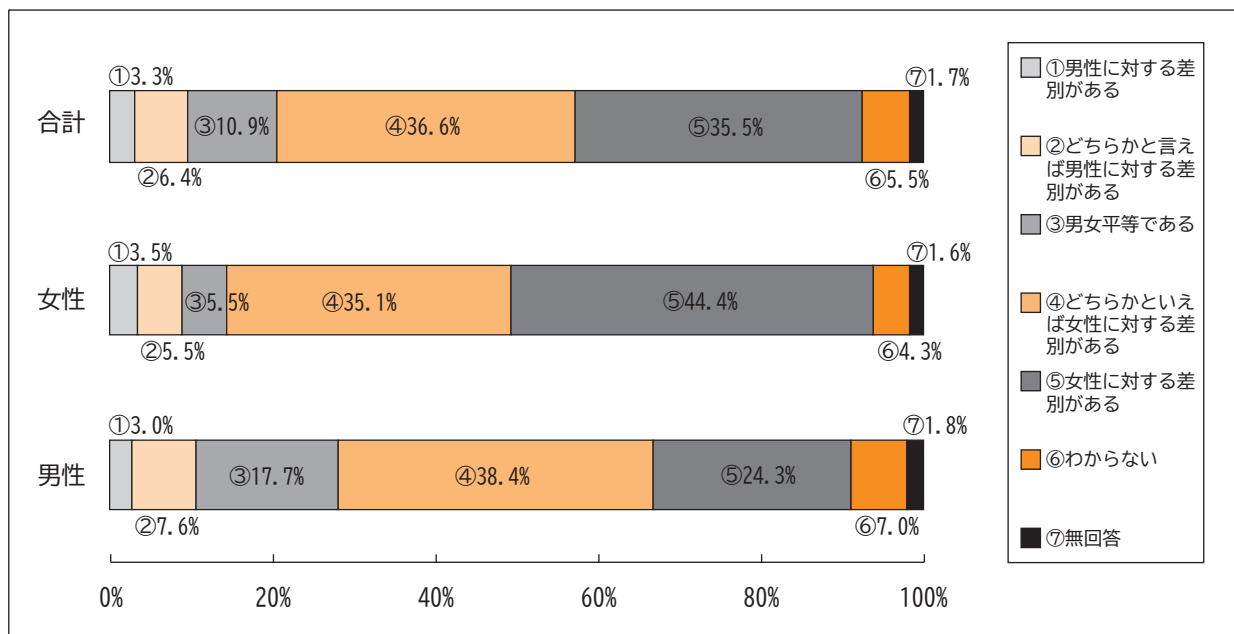
課題（中項目）2-2

男性の家事・育児・介護への参加促進

全ての働きたい人が、家事や子育て、介護などの家庭生活と仕事を調和させ、働くことをやめる必要がないようにするためには、家庭生活における負担をパートナー間で分かち合い、一方に偏らないようにすることが重要です。しかしながら、令和3（2021）年度男女平等・共同参画に関する区民意識調査では、72.1%が「女性に対する差別がある」又は「どちらかといえば女性に差別がある」と回答し、共働き世帯における家事の分担については、「主に妻が行っている」又は「主に妻で、夫が一部負担している」の回答が68.1%を占めていることから、依然として、主に女性が家事を担っている状況です。

働きたいと思う女性が家事・育児・介護等の負担により働くことができない状況を変えるためには、男性が女性と同様に家事・育児・介護等を負担し、女性の負担を少なくする必要があります。そのため、男性の家事・育児・介護への参加促進を課題として定め、男性に対する意識啓発や、男性が負担を引き受けられるようにするための知識・技術の習得に向けた支援を行います。

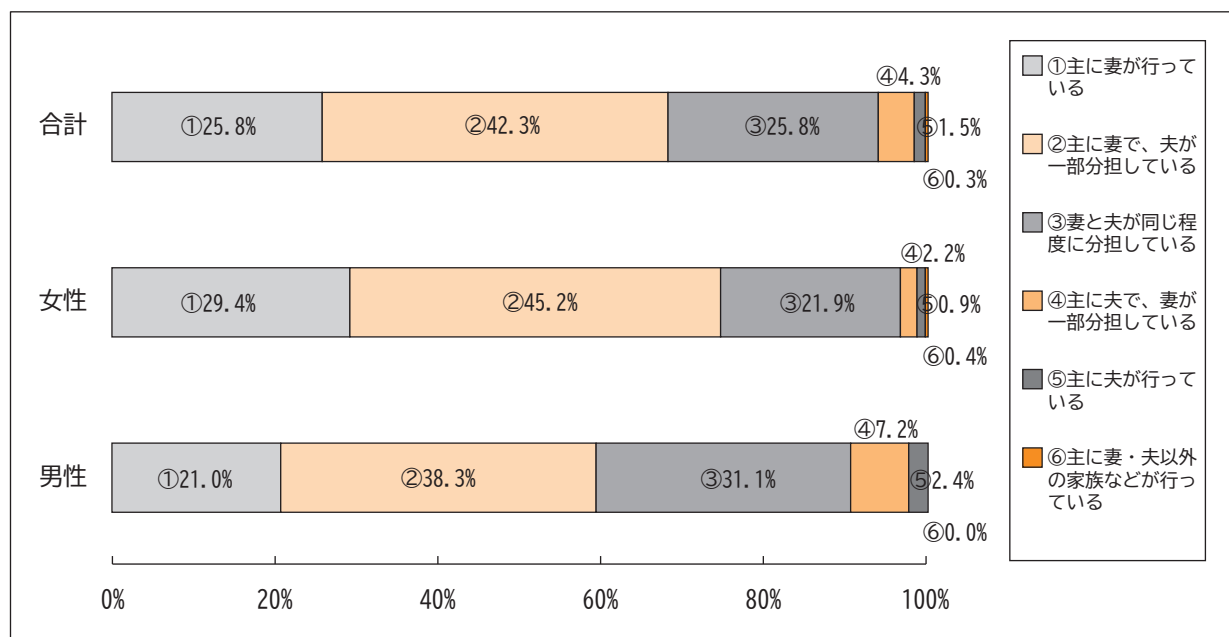
【家庭生活（家事・育児・介護）における平等意識】



令和3年度男女平等・共同参画に関する区民意識調査（目黒区）



【家庭での炊事・洗濯・掃除などの家事分担をどのようにしているか】（共働き家庭のみ）



令和3年度男女平等・共同参画に関する区民意識調査（目黒区）

課題別の指標（再掲）

指 標	現状値	目標値
家庭生活（家事・育児・介護）での男女平等意識 「男女平等である」と思う人の割合	10.9%	20%以上
共働き家庭での家事分担 「主に妻が行っている」人の割合	25.8%	15%以下

施策の方向（小項目）①男性が家事、育児、介護に参加するための意識啓発

事業番号	事業名	事業概要	担当	区分
40	男性の参画促進に向けた意識啓発	家事や子育て、介護に男性の参画を促進するための啓発を行います。	人権政策課	継続

施策の方向（小項目）②男性が家事、育児、介護を積極的に担うための支援

事業番号	事業名	事業概要	担当	区分
41	家事、育児、介護に関する知識・技術を習得する機会の提供	料理教室や家事講座、消費生活講座、育児教室、家族介護教室など、男性が参加しやすく、家庭において家事・育児・介護を担うために必要な基礎的知識や技術を習得できる講座を開催します。	人権政策課 産業経済・消費生活課 保健予防課 碑文谷保健センター 福祉総合課 生涯学習課	継続



課題（中項目） 2－3

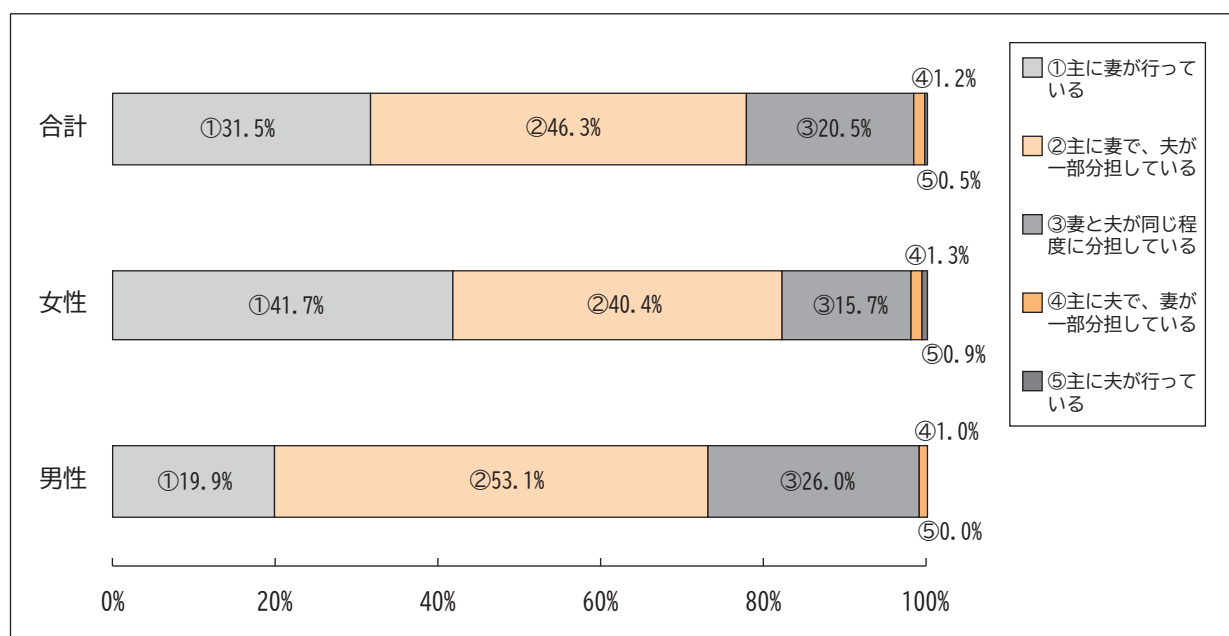
子育て支援の充実

子育ては、家庭生活に楽しみや活力を与える一方、その負担は小さくありません。特に、子どもの出生から小学校入学前までの育児期における負担は大きく、働く意欲のあるパートナーの一方にその負担が偏ることは、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて解消していかなければならない問題です。

令和3（2021）年度男女平等・共同参画に関する区民意識調査では、育児が必要な子どもがいる回答者のうち、77.8%が育児を「主に妻が行っている」又は「主に妻で、夫が一部分担している」と回答しています。6歳未満の子どもを持つ夫婦の家事・育児関連時間の推移「令和3年版男女共同参画白書」（内閣府）を見ても、男性が家事・育児にかかる時間は増えているものの、女性が家事・育児にかかる時間は男性の3倍以上に上り、家事や子育ての負担が女性に偏っている状況は続いています。そして、仕事と子育ての全てを抱えるひとり親については、その負担は更に大きくなります。

働きたい人が仕事と子育てを両立できるようにするため、この項目では、子育て支援の充実を通じて働きたい人の育児負担を軽減し、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。施策の方向としては、多様な保育サービスの提供や、ひとり親家庭に対する各種支援、地域コミュニティを活用した地域ぐるみの支援を行い、子育て支援の充実に取り組みます。

【家庭での育児の分担をどのようにしているか】

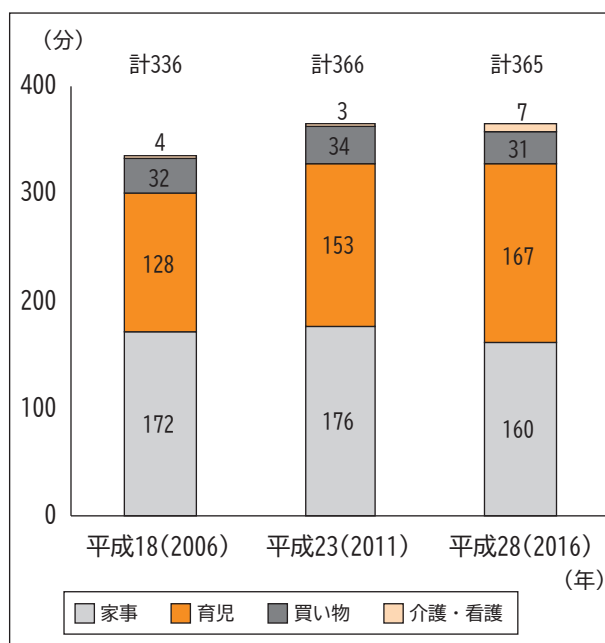


令和3年度男女平等・共同参画に関する区民意識調査（目黒区）

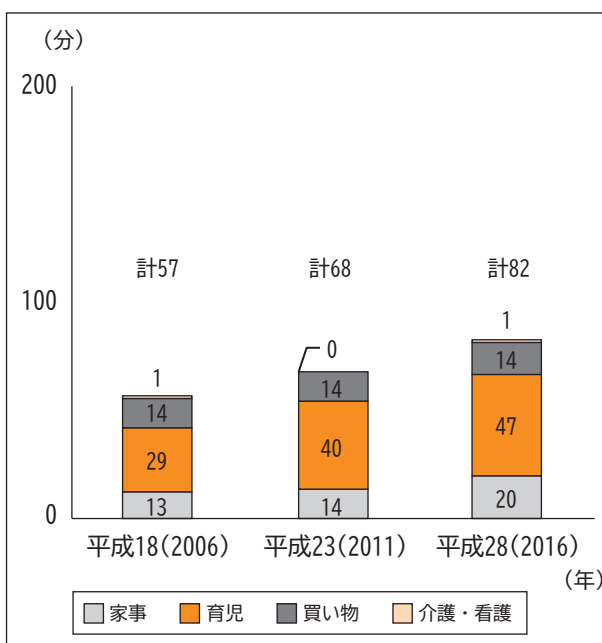


【6歳未満の子どもを持つ夫婦の家事・育児関連時間の推移】

<共働き世帯の妻>



<共働き世帯の夫>



(備考) 1. 総務省「社会生活基本調査」より作成。

2. 家事・育児関連時間は「家事」、「介護・看護」、「育児」、「買い物」の合計(週全体平均)。

出典：令和3年版男女共同参画白書(内閣府)

課題別の指標(再掲)

指 標	現状値	目標値
家庭生活(家事・育児・介護)での男女平等意識 「男女平等である」と思う人の割合	10.9%	20%以上

施策の方向(小項目) ①多様な子育てサービスの充実

事業番号	事業名	事業概要	担当	区分
42	保育所機能の充実	認可保育所の整備や地域型保育事業の実施を通じて、多様な保育ニーズに応えるとともに、子育て相談など地域の子育て支援事業を含め、保育所機能の充実を図ります。	保育課	継続
43	緊急一時保育の実施	家族の入院により保育者がいないなど、一時的に保育を必要とする場合に、保育所で就学前の子どもの保育を行います。	保育課	継続
44	学童保育クラブの充実	新規整備により定員数を確保するとともに、運営事業者への指導等を通じて保育の質を確保し、学童保育クラブの充実を図ります。	子育て支援課	継続
45	育児支援サービス事業の実施	シルバー人材センターにおいて、高齢者の知識と経験を活用し、育児サービスを必要とする家庭への支援を行います。	高齢福祉課	継続



46	ファミリー・サポート・センター事業の実施	ファミリー・サポート・センターのあっせんで、子育て家庭への支援を行います。	子育て支援課	継続
47	子どもショートステイ事業の実施	保護者が、病気・出産・看護・仕事などで育児に当たれないとき、区内の施設で短期間養育します。	子ども家庭支援センター	継続

施策の方向（小項目）②ひとり親家庭に対する支援

事業番号	事業名	事業概要	担当	区分
48	自立支援の充実	ひとり親家庭に対する相談の実施や、資金貸付、手当・給付金の支給などを通じて、自立支援の充実に取り組みます。	子育て支援課 子ども家庭支援センター	継続
49	日常生活支援の充実	ひとり親家庭の日常生活を支援するため、ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業を実施します。	子ども家庭支援センター	継続
50	居住支援事業の実施	ひとり親家庭を対象に、民間賃貸住宅のあっせんや家賃助成事業を行います。	住宅課	継続

施策の方向（小項目）③地域ぐるみの子育て支援

事業番号	事業名	事業概要	担当	区分
51	自主保育グループへの支援	地域で子育てをしている自主保育グループの活動内容等に関する情報発信や、活動の場の提供や助言などを通じて、自主保育グループの支援を行います。	子育て支援課	継続
52	ネットワークづくりの支援	育児学級やはじめての子育ての集いなどの開催を通じて、子育て期にある親達の交流などのネットワークづくりを支援します。	保健予防課 碑文谷保健センター	継続
53	子育て世代包括支援センター事業の実施	妊婦面接（ゆりかご・めぐろ）や産後ケア事業等の実施など、妊娠期から出産、子育て期にわたり、関係機関が連携して切れ目のない支援を行います。	保健予防課 碑文谷保健センター 子育て支援課	新規
54	子育てに関する相談・支援の実施	子どもや子育てに関する相談や、保育所や児童館等で実施する子育て講座への講師派遣など、地域の子どもと家庭に関する総合的な支援を行います。	子育て支援課 子ども家庭支援センター	継続
55	地域教育懇談会への支援	学校、家庭、地域の関係者が話し合う場としての地域教育懇談会の活動に対し、代表者会の開催や情報提供、活動経費の一部負担などの支援を行います。	生涯学習課	継続
56	子育てふれあいひろば事業の実施	「ほ・ねっと ひろば」や児童館、保育所における遊び場の提供を通じて、子育てに関する相談や情報提供、サークル等の支援を行います。	子育て支援課 保育課	継続



57	子育て情報の提供	子育て情報ポータルサイトや子育てアプリの運営に区民の視点を取り入れ、「めぐろ子育てホッ！とブック」の発行などと併せて子育て情報を提供します。	子育て支援課	継続
----	----------	--	--------	----

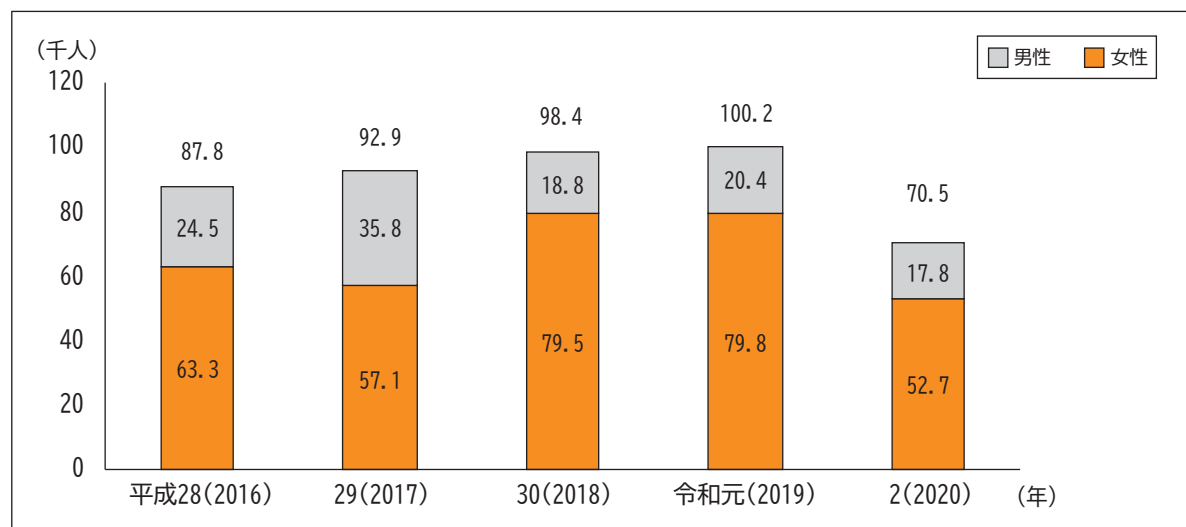
課題（中項目） 2－4

介護支援の充実

厚生労働省の雇用動向調査によれば、介護・看護のために離職した人は、令和2（2020）年に約7万人おり、その約75％が女性です。家庭での介護の分担については、区が実施した令和3（2021）年度男女平等・共同参画に関する区民意識調査において、「主に妻が行っている」又は「主に妻で、夫が一部分担している」と回答した人が59.1％に上る一方、「主に夫が行っている」又は「主に夫で、妻が一部分担している」と回答した人の割合は8.5％にとどまり、介護を主に女性が担っている状況は続いています。また、ヤングケアラー¹については、介護のために学業に遅れが生じたり、進学や就職を諦めたりするケースもあり、その負担と影響は更に大きいものになっています。

働きたい人が介護を理由に離職することや、仕事を始めることをためらうことなく、ワーク・ライフ・バランスを実現できるようにするためには、介護者の心身の負担を減らすことが必要です。そのため、本計画では、高齢者や障害者の自立支援や社会参加を促進するとともに、家族介護者同士の交流など、地域で介護者を支える取組を進めることで、介護者に対する支援を充実していきます。

【介護・看護を理由とした離職者数の推移】

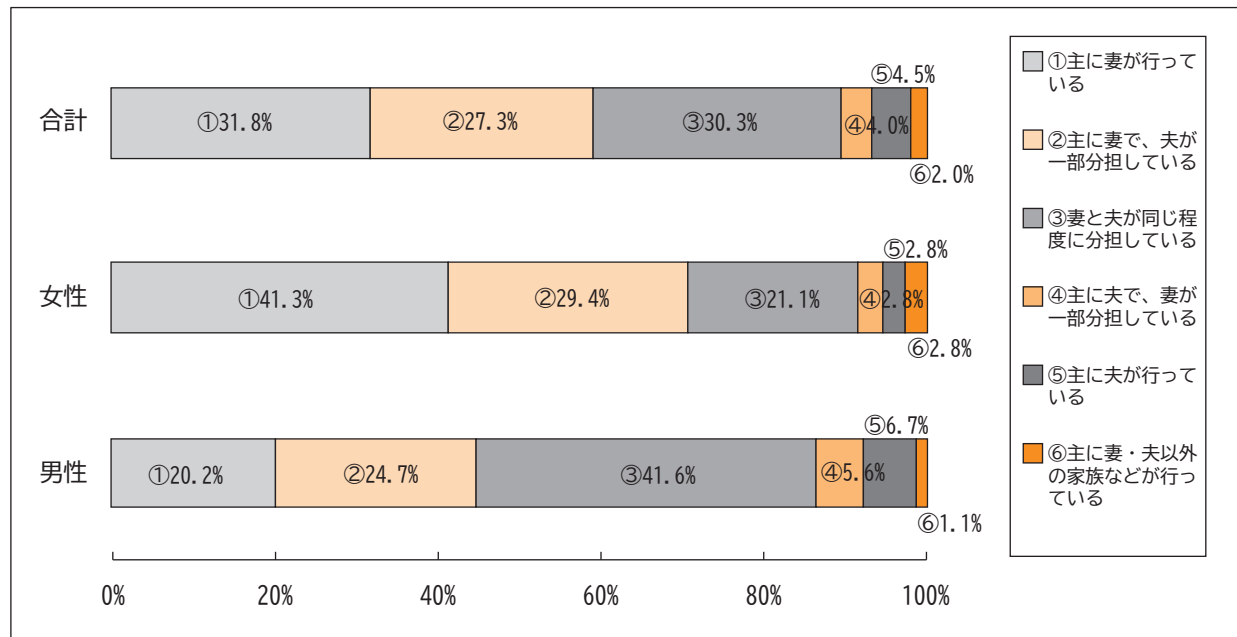


出典：厚生労働省「雇用動向調査」

1 家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートを行っている18歳未満の子どものこと。



【家庭での介護の分担をどのようにしているか】



令和3年度男女平等・共同参画に関する区民意識調査（目黒区）

課題別の指標（再掲）

指 標	現状値	目標値
家庭生活（家事・育児・介護）での男女平等意識 「男女平等である」と思う人の割合	10.9%	20%以上

施策の方向（小項目）①高齢者や障害者の自立支援と社会参加の促進

事業番号	事業名	事業概要	担当	区分
58	各種相談事業の充実と連携	高齢者に関わる各種相談事業を充実させるとともに、相談機関の連携を図ります。	福祉総合課 高齢福祉課 生活福祉課	継続
59	権利擁護センター事業の実施	権利擁護センターめぐろにおいて、高齢や障害などにより判断能力が不十分な方の財産・金銭管理・契約行為などについての相談事業、日常生活自立支援事業、成年後見制度の利用支援事業、苦情調整事業を実施します。	健康福祉計画課	継続
60	居住支援事業の実施	高齢者世帯や障害者世帯に対し、民間賃貸住宅の情報提供や家賃助成等の支援を行います。	福祉総合課 住宅課	継続
61	高齢者福祉住宅の提供	住宅に困窮する高齢者が自立して地域で生活できるよう、高齢者福祉住宅を提供します。	高齢福祉課	継続



62	住宅改修給付事業の実施	高齢者の自立生活を支援するため、住宅改修給付事業を行います。	高齢福祉課	継続
63	生きがい支援事業の実施	老人いきいの家や高齢者センター事業、老人クラブへの支援を通じて、高齢者のいきがいづくりを支援します。	高齢福祉課	継続
64	就労支援事業の実施	就労意欲のある高齢者や障害者が就労できるようにするための支援を行います。	高齢福祉課 障害施策推進課	継続
65	自立訓練事業の実施	障害者が自立した生活を送ることができるようにするための機能訓練や生活訓練を行います。	障害者支援課	新規

施策の方向（小項目）②地域における包括的な介護支援

事業番号	事業名	事業概要	担当	区分
66	介護に関する相談事業の充実と情報提供	介護に関する相談を行うとともに、情報の提供を行います。	福祉総合課 高齢福祉課 障害施策推進課	継続
67	在宅介護支援事業の充実	在宅支援ヘルパーの派遣、紙おむつの支給、出張理美容サービスの提供などを通じて、高齢者の在宅支援を行います。	高齢福祉課	継続
68	介護施設等の整備	特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、都市型軽費老人ホームなどの整備を進めます。	高齢福祉課	継続
69	家族介護者の交流機会の充実	家族介護者が社会から孤立することを防ぐため、介護者同士の交流を深めるとともに、精神的な負担の軽減や介護に関する情報を交換することができる場を提供します。	福祉総合課 障害施策推進課 障害者支援課	新規